

特定非営利活動法人 HANS Tree 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 HANS Tree と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市北区北神地域をはじめとした周辺地域において、地域で暮らす在留外国人の暮らしや就労を支援することを通して、地域社会でのつながりづくりを推進し、多様な主体が参加し、お互いのことを尊重し合える地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 観光の振興を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 外国人住民への日本語スキルアップ事業
- (2) 外国人住民への生活相談支援事業
- (3) 外国人住民への就労支援事業
- (4) 外国人住民を雇用する事業所支援
- (5) 多文化共生への理解を推進する事業
- (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときはその旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数 2 分の 1 以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とし、2人以内の副代表理事をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することがで

きる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 議長の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、

総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意がある時はこの手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項のただし書きの場合を除き同項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第 36 条及び第 39 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面、又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年4月 1 日に始まり、翌年3月 31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	吉宮 文代
理 事	春山 尚貴
同	尾形 文
同	武知 紘子
同	稲津 秀樹
同	河嶋 栄里子
監 事	中嶋 康之

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027年最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

個人	入会金	0円	会 費	年額 3,000 円
団体				
①市民活動団体	入会金	0円	会 費	年額 5,000 円
②その他団体	入会金	0円	会 費	年額 10,000 円

(2)賛助会員

個人	入会金	0円	会 費	年額 3,000 円
団体				
①市民活動団体	入会金	0円	会 費	年額 5,000 円
②その他団体	入会金	0円	会 費	年額 10,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 HANS Tree

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	よしみや ふみよ	[Redacted]	無
	吉宮 文代		
理事	はるやま なおたか		無
	春山 尚貴		
理事	おがた あや		無
	尾形 文		
理事	たけち ひろこ		無
	武知 紘子		
理事	いなづ ひでき		無
	稲津 秀樹		
理事	かわしま えりこ		無
	河嶋 栄里子		
監事	なかじま やすゆき		無
	中嶋 康之		

設立趣旨書

1. 趣旨

神戸市北区北神地域やその周辺地域において在留外国人が急増している背景があります。その要因としては、少子高齢化に伴う労働人口減少があり、地域経済を維持していくうえで在留外国人に頼らざるを得ないという現状があると考えられます。しかしながら、生活者として在留外国人を見てみると、生活の困りごとがあっても、市の相談窓口まで行くのに距離的、時間的、費用的に大きな負担となっているのが現状です。また、広大な地域に対して地域日本語教室の数は、圧倒的に不足しているという課題があります。

こうした状況の中で、2019年12月に神戸市北区北神地域に「北神日本語教室」を開設しました。地域住民のボランティア協力を得て、「生活に必要な日本語」を学ぶ場を提供し、交流を通じた日本語支援活動を行ってきました。さらに、2021年からは北区北神地域を中心に、周辺市町も対象とした生活相談のアウトリーチ活動や情報発信を行っています。この地域に暮らす在留外国人は、そもそも日本語を習得できる機会が少ないがために生活に必要な情報を得られづらいという声があります。また、本地域に暮らす在留外国人は散在している傾向があり、都会のようにコミュニティがありません。そのために孤立、孤独の状況にある外国人がいることもわかっています。そのようなこともあり、日本語習得を出来る機会を提供することや、同胞人と出会い、集い、交わり、情報交換などができる「場の設定」も必要です。

任意団体として行ってきた活動をより地域に密着した活動にするために、法人化を申請することになりました。これは、市役所、区役所等行政機関や各種民間事業所と連携し、在留外国人を取り巻く社会環境をより良くすることで、多文化共生社会の実現に寄与したいと考えたためです。今後は、現在待機者が多い日本語支援活動の裾野を広げていくことを考えています。併せて、家族呼び寄せなどで来日した外国人にルーツをもつ子どもたちへの日本語支援や学習支援活動も実施したいと考えています。また在留外国人を雇用する事業所を対象とした社内研修、外国人従業員への研修、生活オリエンテーションなども実施していく計画です。当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民参加による公共性が高い事業であるという性質を鑑み、特定非営利活動法人の取得が目的達成のための最良の選択肢であると判断しました。

法人格を取得することによって、組織をこれまで以上に発展、確立させるだけでなく、多文化が共生する社会を目指す、私たちの地域社会に寄与する人材育成を行うことができます。具体的には、ロールモデルとなりうる在留外国人住民を支援することによって、新たに来日してくる在留外国人住民をサポートする当事者を、地域の人材として育成することで広く社会に貢献できると考えます。

2. 申請に至るまでの経過

令和元年12月 NPO 法人場とつながりの研究センターにおいて「北神日本語教室」開催
令和3年 6月 NPO 法人場とつながりの研究センターにおいて生活相談、情報発信を行う。
令和7年 1月 任意団体 HANS Tree を設立
令和7年 4月 HANS Tree において「北神日本語教室」「生活相談」を継承し、実施
令和7年12月 会員間で法人化の意思確認
令和8年 1月 設立総会開催

令和8年1月11日

特定非営利活動法人 HANS Tree

設立代表者

吉宮 文代

2026年度事業計画

特定非営利活動法人 HANS Tree

1. 基本方針

任意団体で行ってきた地域日本語教室の運営を軸に、神戸市北区北神地域を中心に周辺市町に暮らす在住外国人への生活支援を行政機関等や外国人支援団体と協力、連携しながら行っていきたいと考えています。特に、外国ルーツにつながる子どもたちと保護者への支援を充実していきます。また、子どもを連れての呼び寄せ来日が増えていることを踏まえ、孤立予防の観点から外国人女性の支援にも力を入れたいと思います。そのうえ、日本語を獲得することで翻訳の仕事や就労にもつながり、地域経済の活性化にも寄与できると思われまます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日・回数	実施場所	対象者	収益見込
(1)外国人住民への日本語スキルアップ事業	北神日本語教室(成人対象)	毎週水曜日・夜44回	神戸市北神区文化センター	外国人市民ならびに日本人市民30人/回	250千円
	北神日本語教室(生徒対象)	毎週水曜日・夜44回	神戸市北神区文化センター	外国人市民(生徒)ならびに日本人市民6人/回	50千円
	日本語サポートクラス	毎週日曜日・昼40回	法人事務所	外国人市民5人	200千円
(2)外国人住民への生活相談支援事業	生活相談支援	随時	法人事務所ならびに相談者の居住地域	外国人市民ならびに外国ルーツをもつ市民10人	0円
(3)外国人住民への就労支援事業	就労支援	随時	法人事務所ならびに相談者の居住地域	外国人市民ならびに外国ルーツをもつ市民5人	0円
(4)外国人住民を雇用する事業所支援	外国人従業員生活支援	随時	法人事務所ならびに相談者の居住地域	外国人市民を雇用する会社1社10人	240千円
(5)多文化共生への理解を推進する事業	事業所向け多文化共生研修会	随時	事業所	日本人従業員1社	20千円
	外国人従業員向けオリエンテーション、研修会	随時	事業所	外国人従業員1社	20千円
(6)その他第3条の目的を達成するために必要な事業	必要に応じて実施	随時	未定	未定	0円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 年1回
- ② 理事会 年3回実施予定

(2) 事務局体制

事務局長：吉宮(本田)文代 事務局スタッフ：ドウ・シ・ハ・エン

2027 年度事業計画

特定非営利活動法人 HANS Tree

1. 基本方針

2026 年度の事業を継承し、ボランティアの協力も得ながら事業を実施したいと考えています。特に、育成就労制度が新たな在留資格に追加されることも視野に入れ、日本語スキルアップ事業を充実させていきます。あわせて外国ルーツの子どもたちや女性への支援も引き続き注力して取り組みます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日・回数	実施場所	対象者	収益見込
(1)外国人住民への日本語スキルアップ事業	北神日本語教室 (成人対象)	毎週水曜日・夜 44回	神戸市北神区文化センター	外国人市民ならびに日本人市民 30人/回	250千円
	北神日本語教室 (生徒対象)	毎週水曜日・夜 44回	神戸市北神区文化センター	外国人市民(生徒)ならびに日本人市民 10人/回	100千円
	日本語サポートクラス	毎週日曜日・昼 40回	法人事務所	外国人市民 5人	250千円
(2)外国人住民への生活相談支援事業	生活相談支援	随時	法人事務所ならびに相談者の居住地域	外国人市民ならびに外国ルーツをもつ市民 10人	0円
(3)外国人住民への就労支援事業	就労支援	随時	法人事務所ならびに相談者の居住地域	外国人市民ならびに外国ルーツをもつ市民 5人	0円
(4)外国人住民を雇用する事業所支援	外国人従業員生活支援	随時	法人事務所ならびに相談者の居住地域	外国人市民を雇用する会社 2社 20人	480千円
(5)多文化共生への理解を推進する事業	事業所向け多文化共生研修会	随時	事業所	日本人従業員 2社	40千円
	外国人従業員向けオリエンテーション、研修会	随時	事業所	外国人従業員 2社	40千円
(6)その他第3条の目的を達成するために必要な事業	必要に応じて実施	随時	未定	未定	0円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 年 1 回(2027 年 5 月実施予定)
- ② 理事会 年 3 回

(2) 事務局体制

事務局長:吉宮(本田)文代 事務局スタッフ:ドウ・シ・ハ・エン

2026年度活動予算書
設立から2027年3月31日まで

(単位:円)

1. 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	45,000		
賛助会員受取会費	10,000	55,000	
2 受取寄付金	30,000	30,000	
3 受取助成金			
受取地方公共団体助成金	500,000		
受取民間助成金	100,000	600,000	
4 事業収益			
(1)外国人住民への日本語スキルアップ事業	500,000		
(2)外国人住民への生活支援事業	0		
(3)外国人住民への就労支援事業	0		
(4)外国人住民を雇用する事業所支援事業	240,000		
(5)多文化共生への理解を推進する事業	40,000		
(6)その他	0	780,000	
5 その他収益			
雑収益	500		
受取利息	500	1,000	
経常収益計			1,466,000
2. 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
人件費	200,000		
活動者謝金	400,000		
法定福利費	20,000		
人件費計	620,000		
(2)その他経費			
講師謝金	20,000		
旅費交通費	250,000		
会議費	200,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	20,000		
通信運搬費	20,000		
新聞図書費	10,000		
研修費	5,000		
賃借料	0		
保険料	40,000		
雑費	1,000		
その他経費計	616,000		
事業費計		1,236,000	
2. 管理費			
管理費			
(1)人件費	0		
活動者謝金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	0		
会議費	0		
消耗品費	5,000		
印刷費	5,000		
通信運搬費	100,000		
新聞図書費	0		
研修費	0		
保険料	0		
接待交際費	6,000		
雑費	1,000		
その他経費計	117,000		
管理費計		117,000	
経常費用計			1,353,000
当期正味財産増減額			113,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			113,000

2027年度活動予算書
2027年4月1日～2028年3月31日まで

(単位:円)

1. 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	45,000		
賛助会員受取会費	10,000	55,000	
2 受取寄付金	30,000	30,000	
3 受取助成金			
受取地方公共団体助成金	500,000		
受取民間助成金	100,000	600,000	
4 事業収益			
(1)外国人住民への日本語スキルアップ事業	600,000		
(2)外国人住民への生活支援事業	0		
(3)外国人住民への就労支援事業	0		
(4)外国人住民を雇用する事業所支援事業	480,000		
(5)多文化共生への理解を推進する事業	80,000		
(6)その他	0	1,160,000	
5 その他収益			
雑収益	500		
受取利息	500	1,000	
経常収益計			1,846,000
2. 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
人件費	350,000		
活動者謝金	450,000		
法定福利費	20,000		
人件費計	820,000		
(2)その他経費			
講師謝金	20,000		
旅費交通費	280,000		
会議費	200,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	20,000		
通信運搬費	20,000		
新聞図書費	10,000		
研修費	5,000		
賃借料	0		
保険料	40,000		
雑費	1,000		
その他経費計	646,000		
事業費計		1,466,000	
2. 管理費			
管理費			
(1)人件費	0		
活動者謝金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	0		
会議費	0		
消耗品費	5,000		
印刷費	5,000		
通信運搬費	100,000		
新聞図書費	0		
研修費	0		
保険料	0		
接待交際費	6,000		
雑費	1,000		
その他経費計	117,000		
管理費計		117,000	
経常費用計			1,583,000
当期正味財産増減額			263,000
前期繰越正味財産額			113,000
次期繰越正味財産額			376,000